

一般廃棄物収集・運搬業務委託仕様書

1. 目的

荒尾市民病院から排出される一般廃棄物の収集・運搬業務に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 及びその他関係法令を遵守し、適正にこれを遂行することを目的とする。

2. 業務名

一般廃棄物収集・運搬業務委託

3. 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (5 年間)

現在、新病院の建設中であり、本業務は現病院及び新病院において以下の期間で対応すること。

現病院：令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日

新病院：令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

工事状況により新病院の開院時期が変わった場合は、病院と協議の上対応すること。

4. 履行場所

荒尾市民病院 (荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地)

5. 業務内容

- (1) 病院の指定する収集場所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守して適性に廃棄物の収集・運搬業務を行う。なお、業務範囲については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。
- (2) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。
- (3) 受託者は、業務が完了した際は、収集運搬日、廃棄物の種類、数量等を毎月 1 回委託者に報告し、決められた日までに請求書を提出する。

6. 廃棄物の種類及び数量

廃棄物の種類及び数量については次のとおりとする。

- ・一般廃棄物 (可燃物) 165,000 kg/年
- ・シュレッダー屑 200 kg/年
- ・空き缶 900 kg/年
- ・空き瓶 600 kg/年
- ・ペットボトル 1,000 kg/年
- ・新聞・雑誌等の紙類 2,800 kg/年
- ・ダンボール 5,500 kg/年

(令和 3 年度実績により算出)

7. 収集・運搬

- (1) 次表に示す項目・回数により収集・運搬を行う。
 - ・一般廃棄物（可燃物）・・・週 6 回 月～土、（祝日・国民の休日問わず）
 - ・シュレッダー屑・・・・・・・・週 1 回
 - ・空き缶・空き瓶・・・・・・・・月 3 回
 - ・ペットボトル・・・・・・・・月 3 回
 - ・新聞・雑誌等の紙類・・・・月 3 回
 - ・ダンボール・・・・・・・・月 2 回
- (2) 新病院での収集運搬車の搬入ルート等については、病院と協議の上対応すること。

8. 業務の実施

- (1) 受託者は業務の実施に先立ち、収集場所の現況並びに仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底する。
- (2) 業務実施中異常を認めたときで、緊急を要する場合は、速やかに病院に報告する。
- (3) 病院敷地内への車両の乗り入れ、積み込みに際しては細心の注意を払い作業を行うこと。
- (4) 収集後は廃棄物置場の清掃を行い、清潔保持に努めること。
- (5) 受託者が、業務を行うにあたり必要とされる手数料などの諸経費については、全て本契約に含むものとする。

9. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、病院から委託された業務の一部又は全部について、他の者に再委託することはできない。ただし、病院の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は庫の限りでない。
- (2) 受託者がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

10. 受託者の責務

- (1) 守秘義務
受託者は個人情報保護のため、業務上知り得た病院及び患者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約解除及び期間満了後においても同様とする。
- (2) 法令の遵守
受託者は関係法令を遵守し、業務を遂行すること。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、病院の信用を失墜する行為をしてはならない。

11. 損害賠償責任

- (1) 受託者は委託された医療廃棄物を収集運搬から処分の完了まで法令に基

づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その責任が発注者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

- (2) 受託者はその帰すべき理由により使用物件及び病院施設の全部または一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、受託者の負担により現状に回復した場合は、この限りではない。
- (3) 前記(2)に定める場合のほか受託者は、業務を履行せず病院事業に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。
- (4) 第三者に生じた事項が病院の責に帰さない事由による場合は、受託者がこれを補償すること。

12. その他

- (1) 受託者は、仕様書に明記のない場合又は疑いを生じた場合においては病院と協議する。
- (2) 受託者は、天候等により業務が困難又は不都合な場合が生じた場合は、病院と協議する。
- (3) 新病院開院により、収集場所・方法が変更になる際は、病院と協議の上決定するものとする。